

■ 軽自動車税の免除対象となる障害の範囲について

障害の区分	障害の級別		
	身体障害者本人運転の場合	生計同一者運転の場合 または常時介護者の運転の場合	
視覚障害	1級～4級	1級～4級	
聴覚障害	2級および3級	2級および3級	
平衡機能障害	3級	3級	
音声機能障害	3級	—	
上肢不自由	1級および2級	1級および2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
体幹不自由	1級～3級および5級	1級～3級	
乳幼児期以前の非進行性 の脳病変による運動機能 障害	上肢機能	1級および2級	
	移動機能	1級～6級	
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう または直腸機能障害	1級および3級	1級および3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	
戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
	聴覚障害	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
	平衡機能障害	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
	音声機能障害	特別項症から第2項症	—
	上肢不自由	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
	下肢不自由	特別項症から第6項症および 第1款症から第3款症	特別項症から第3項症
体幹不自由	特別項症から第6項症および 第1款症から第3款症	特別項症から第4項症	
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこうま たは直腸機能障害	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症	
療育手帳	A1、A2		
精神障害者保健福祉手帳	1級（精神保健および精神障害者福祉に関する法律による 通院医療費の公費負担を受けている方に限り。）		

◆ 申告へのご協力ありがとうございました ◆

去る平成25年度市民税・県民税兼国民健康保険税申告では、ご多忙の中、多くの住民の皆さまにお越しいただき、ありがとうございました。

住民税申告は職員による立会いが原則となっているため、番号札を配布することで対応しましたが、混雑時には1時間以上お待たせすることもあり、ご不便・ご面倒をお掛けいたしました。

次年度以降は、よりスムーズな申告対応ができるよう、申告書を記載されている方などには簡易的な受付方法も検討していきたいと思っております。

なお、平成25年度申告は3月15日で一旦締め切っていますが、都合により申告できなかった皆さまには、6月以降再度受付を行いますので、今しばらくお待ちください。

◆ 平成25年度住民税のおしらせ ◆

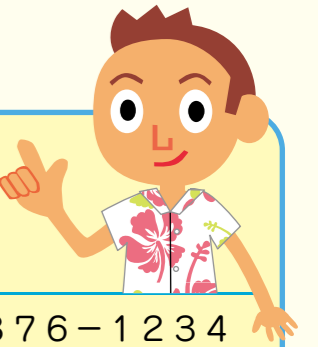
給与から住民税を引き落とされる方（特別徴収）には、お勤めの事業所へ税額の決定通知書を5月中に送付します。また、個人で納付していただく方（普通徴収）および公的年金から住民税を引き落としされる方（年金特別徴収）には、「平成25年度市民税・県民税納税通知書」を6月初旬に発送します。

住民税は、所得税と異なり、所得があった翌年に課税される仕組みとなっていますので、納付時期の所得状況に関わらず納付していただくことが原則です。

ただし、災害や疾病等の特別な事情により納付が困難と認められる場合には、申請により減額・免除されることがあります。詳しくは、市民税課へお問い合わせください。

No.22

市税だより



問い合わせ

☎ 876-1234

- 個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること・・・市民税課 内線（2211～2217）
- 固定資産税（土地、家屋および償却資産）の賦課に関すること・・・資産税課 内線（2261～2265）
- 市税の徴収や納税相談等に関すること・・・納税課 内線（2315・2318）

今月は、市民税課より**軽自動車税の免除申請**および**平成25年度住民税**についてお知らせします。

■ 軽自動車税の免除について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のために使用する軽自動車で、下記の要件に該当するものについては申請により軽自動車税が全額免除されます。

なお、免除を受けられるのは、障がいのある方1人につき原付バイク、オートバイ、軽自動車もしくは普通自動車のいずれか1台に限ります。

※障害の程度によっては、対象とならない場合があります。（左ページの一覧表をご確認ください）

障害者手帳による免除	所有者	運転者	使用目的
	本人	本人 生計を一にする者 ※常時介護者	特に問わない
生計を一にする者	本人 生計を一にする者 ※常時介護者	身体障害者等の通院通学（園）、通所、帰省および生業等のためにもっぱら使用するもの	

※常時介護者とは身体障害者等のみで世帯が構成され、かつ、世帯全員が免除等級に該当する場合のみ対象となります。

■ 軽自動車税の免除申請期間および問い合わせ

平成25年5月7日から5月24日まで（市民税課 庶務係 内線2211・2212）

■ 軽自動車税の免除申請に必要な書類

1. 障害者本人が運転する場合

- ①身体障害者手帳等（戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の原本とコピー（裏表）
- ②運転者の自動車運転免許証のコピー
- ③自動車検査証のコピー
- ④申請人の認印
- ⑤軽自動車税納税通知書

2. 同一生計者が運転する場合

上記①～⑤に加え、※1 **生計同一証明書**が必要です。

3. 常時介護者が運転する場合

上記①～⑤に加え、※2 **常時介護証明書**が必要です。

※1・2については市民税課までお問い合わせください。

休日納税相談窓口

ご相談予定の方は、事前に納税課までお問い合わせください。

日時：5月19日（日） 午前9時～午後5時

場所：納税課窓口（市役所本庁舎2階）

※対象は、市県民税、固定資産税、軽自動車税です。

軽自動車税の納期限は

5月31日（金）です。

忘れずに納めましょう！